



だんだんと暖かくなってきました。暑いぐらいに感じる日もあります。しかし、4月下旬は急に冷え込んだ日もありました。天候の変化で、体調は崩されていませんか。また、花粉症の方は、まだつらい時期でしょうか。今年は本格的なシーズン終了が早いと予想されているようです。もう少しの辛抱でしょうか・・・。

<<テーマ：印紙税>>

<印紙税とは？>

印紙税とは、日常の経済取引に伴って作成される契約書や領収書など、一定の文書に課税される税金です。印紙税が課税されるのは、次の3つの全てに当てはまる文書です。

- (1)印紙税法別表第一に掲げられている20種類の文書 により証明されるべき課税事項が記載されていること。
- (2)当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること。
- (3)印紙税法第5条（非課税文書）の規定により印紙税を課税しないこととされている非課税文書でないこと。

20種類の文書

- 1.不動産等の契約書、土地の賃借権の設定等の契約書、消費貸借に関する契約書、運送に関する契約書
- 2.請負に関する契約書
- 3.約束手形、為替手形
- 4.株券、出資証券、社債券、投資信託・貸付信託・特定目的信託・受益証券発行信託の受益証券
- 5.合併契約書、吸収分割契約書、新設分割計画書
- 6.定款
- 7.継続的取引の基本となる契約書
- 8.預貯金証書
- 9.貨物引換証、倉庫証券、船荷証券
- 10.保険証券
- 11.信用状
- 12.信託行為に関する契約書
- 13.債務の保証に関する契約書
- 14.金銭、有価証券の寄託に関する契約書
- 15.債権譲渡、債務引受けに関する契約書（契約金額1万円未満は非課税）
- 16.配当金領収証、配当金振込通知書（配当金額3千円未満は非課税）
- 17.売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書
- 18.預貯金通帳、信託行為に関する通帳等
- 19.上記1・2・14又は17に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳
- 20.判取帳



課税文書に該当するかどうかは、形式的なものでなく、**その文書に記載されている言葉、符号等の実質的な意味により判断**します。

例えば、文書に金額の記載がなくても、文書に記載されている内容により取引金額などが計算できる場合は、それを記載金額とします。印紙税が課される課税文書やその金額は、印紙税額一覧表で確認できますが、その適用方法については、1つの文書ごとに個別に判断します。多額の取引をしても文書が作成されていなければ印紙税は不要となります。当然、1つの取引につき何通もの課税文書を作成すれば、それぞれの文書に印紙税が必要となります。また、納品書等で印紙税の課税文書とならないものについても、これら納品書等に「 円受領した」などの記載がある文書である場合には、それが金銭の受領書とみなされて課税文書に該当することになります。受領済みというスタンプ等を納品書に押した場合でも課税文書となります。

<印紙税の納税義務者>

印紙税の納税義務者は、課税文書を作成した人になります。複数の人が文書の作成に携われれば、連帯してその納付義務を負うこととなります。印紙税は文書を作成した者が、その文書が課税文書に該当するのかどうか、印紙税額がいくらになるののかどうかを判断して印紙を貼付することにより税金を納付することになります。

<印紙税の納付>

印紙を郵便局・郵便切手類販売所などで購入し、**課税文書に貼り付け、印章または署名で消印**することにより行われます。

しかし、次のような場合には過怠税が課されますので、ご注意ください。
 印紙を貼り忘れてしまった場合・・・**本来の印紙税額 + その2倍に相当する金額 = 3倍**
 税務調査を受ける前に自主的に申し出た場合・・・**本来の印紙税額 + その10%に相当する金額 = 1.1倍**
 消印していなかった場合・・・**額面金額に相当する金額 = 1倍**

過怠税は、その全額が法人税の損金および所得税の必要経費に算入されないこととなります。

<印紙代の還付>

もし、所定の金額を超える収入印紙を貼り付けたり、印紙税のかからない文書に収入印紙を貼り付けてしまった場合、還付を受けることができます。税務署に用意してある「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記入の上、所轄税務署長へ提出します。申請書を提出するにあたり、原本の提示が必要です。

| 文書の種類 | 記載された受取金額 | 印紙税額 (1通又は1冊につき) |
|---|--------------------|---------------------|
| [売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書] (注) 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(当該資産に係る権利を設定することを含む。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など | 3万円未満 | 非課税 |
| | 3万円以上 100万円以下 | 200円 |
| | 100万円超 200万円以下 | 400円 |
| | 200万円超 300万円以下 | 600円 |
| | 300万円超 500万円以下 | 1,000円 |
| | 500万円超 1,000万円以下 | 2,000円 |
| | 1,000万円超 2,000万円以下 | 4,000円 |
| | 2,000万円超 3,000万円以下 | 6,000円 |
| | 3,000万円超 5,000万円以下 | 10,000円 |
| | 5,000万円超 1億円以下 | 20,000円 |
| [売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書] (例) 借入金金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など | 1億円超 2億円以下 | 40,000円 |
| | 2億円超 3億円以下 | 60,000円 |
| | 3億円超 5億円以下 | 100,000円 |
| | 5億円超 10億円以下 | 150,000円 |
| | 10億円超 | 200,000円 |
| | 受取金額の記載のないもの | 200円 |
| | 営業に関しないもの | 非課税 |
| [売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書] (例) 借入金金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など | 3万円未満 | 非課税 |
| | 3万円以上 | 200円 |
| | 受取金額の記載のないもの | 200円 |
| | 営業に関しないもの | 非課税 |

<印紙代の節約>

以下で記載しているのは、課税事業者の方に関わってくるものです。**免税事業者の方は、消費税等を含んだ総額での金額判定**となります。消費税を区分する「消費税等を含む」という記載ではなく、具体的に金額を明記すると印紙代の節約になります。つまり、記載方法1つで印紙代が変わってくるという事です。



- 次の例は、3万円未満となり非課税
- ・「領収金額 30,450円、うち消費税額 1,450円」と記載
 - ・「領収金額 30,450円、税抜価格 29,000円」と記載
 - ・「商品代金 29,000円、消費税額 1,450円、合計 30,450円」と記載

- 次の例は、3万円以上となり印紙税は200円
- ・「領収金額 30,450円」とだけ記載され、消費税に関して一切触れられていない。
 - ・「領収金額 30,450円、消費税額等5%を含む」とだけ記載

相殺分を控除して計算する
 売掛金と買掛金を相殺するなどした場合は、相殺分の金額は印紙税の課税対象となる受取金額から除外することができます。発行する領収証にも但書きのところに、「上記のうち 円は買掛金と相殺」などと記載し、相殺の旨を表示するようにしましょう。又は、相殺分の領収証を別に発行しましょう。

<印紙税の負担軽減>

金銭または有価証券の受取書（領収証など）に係る印紙税の規定が変更されます。記載金額が5万円未満のものには、印紙税が課されないこととなります。現在は、記載金額3万円未満となっています。適用は、**平成26年4月1日以後に作成される受取書から**ですので、お間違えのない様、ご注意ください。

不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書の印紙税の特例税率について、適用期限が**平成30年3月31日まで**5年延長されました。

<知っ得情報>



「自動車税事務所」は、平成25年3月31日をもって廃止されました。これにより、自動車税に関する業務が各県民局に移管されました。管轄区域により、備前県民局・備中県民局・美作県民局への問い合わせとなります。また、事務内容により、問い合わせ先や受付窓口が違いますので、ご注意ください。

<5月スケジュール>

| | | |
|----|---|------------------------------------|
| 10 | 金 | *4月分源泉所得税・住民税の納付期限 |
| 16 | 木 | *経営計画書作成セミナー：Vision |
| 31 | 金 | *3月決算法人の確定申告・納付期限 |
| | | *9月決算法人の中間申告・納付期限 |
| | | *消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の6・12月決算法人） |

<Vision>

毎月開催中の**経営計画作成セミナー：Vision**
 今月の開催日は**5月16日（木）**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

| 開催日 | 対象者 | 申込期限 |
|----------|---------------|----------|
| 5月16日（木） | 3・4・5・6月決算法人様 | 5月10日（金） |
| 6月13日（木） | 4・5・6・7月決算法人様 | 6月7日（金） |
| 7月11日（木） | 5・6・7・8月決算法人様 | 7月5日（金） |